



2008（平成20）年4月22日

各 位

会 社 名 生化学工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 水 谷 建  
（コード番号 4548 東証第一部）  
問合せ先 常務取締役 矢倉 俊紀  
（TEL. 03-5220-8950）

## 内部統制基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、2008年4月22日開催の取締役会において、下記のとおり内部統制基本方針を一部改定することを決議しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 改定の目的

今回の改定は、反社会的勢力排除に対する当社方針の明確化や、リスク管理体制の強化を図るためのリスク管理委員会の新設、金融商品取引法が求める「財務報告に係わる内部統制」の体制整備を目指すことを主な目的としています。なお、当社取締役会は、今後も内部統制基本方針の適宜見直しを行い、継続的な改善を図り、より適切かつ効率的な体制の構築に努めていきます。

#### 2. 改定後の内部統制基本方針全文（変更箇所は下線で示しています。）

##### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人（以下、「役職員」という）の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすために、生化学工業行動規範を定め、それを役職員に周知徹底させる。
- ②社長を委員長、経営会議メンバーを委員とするコンプライアンス推進委員会を設置し、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
- ③社内外の研修等を通じ、役職員に対しコンプライアンスの知識と法令遵守の意識を高める。
- ④役職員からの内部通報等を受け付けるため、外部の弁護士を含む複数の相談窓口を設置する。
- ⑤市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するとともに、反社会的勢力による不当要求を拒絶する。

##### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、契約書、その他業務の執行状況を示す主要な文書（電磁的記録を含む）は、文書管理規定により保存及

び管理する。

②取締役は、上記の文書を常時閲覧できる。

**(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

①経営リスク管理規定を定め、業務執行に係るリスクの把握と管理を行う体制を整備する。

②各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。

③リスク管理担当役員である管理部門管掌取締役を委員長、各部門の管掌役員を主たるメンバーとするリスク管理委員会を設置し、リスク予防の施策を整備するとともに、重大な経営リスクが顕在化したときには、対策本部を設置し、被害を最小限にするための対策を講じる。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

①取締役会を原則各月に開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行う。

②取締役会の効率化を図るため、常勤取締役、執行役員を構成員とする経営会議を原則毎週開催し、取締役会の決定した基本方針に基づき経営の重要な事項を審議、決定する。

③取締役会において中期経営計画及び単年度事業計画の策定、同計画に基づく部門毎の業績目標設定を行い、月次での業績管理を実施する。

**(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

①関係会社管理の担当部署を置き、関係会社管理規定を定め、状況に応じて必要な管理を行う。

②当社の監査部は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を社長に報告する。

③子会社については、当社の取締役または管理職である従業員を子会社の非常勤取締役を選任し、業務執行状況を監督する。

④当社の監査役が定期的に子会社の調査を行い、その結果を社長に報告する。

**(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**

監査の実効性を確保するため、必要に応じて監査部に監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。

**(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

取締役は、監査役の職務を補助する使用人の選定、異動、評価、処分に関しては、監査役の同意を得る。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

①取締役及び使用人は、監査役に対して以下の報告をする。

イ. 取締役会、経営会議等で、経営の状況、事業の遂行状況

ロ. 法令・定款に違反する重大な事実、その他会社に著しい損害を及ぼすおそれの

ある事実を発見したときはその事実

②稟議書、経理伝票等会社の経営に関わる重要書類を回付する。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

①代表取締役と監査役は相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を持つ。

②取締役は、監査役と監査部、子会社取締役、会計監査人等との意思疎通、情報の収集・伝達が適切に行われるよう協力する。

**(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

社長の指示の下、経理部及び監査部を主たる部門として、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備し、運用する。

以 上

本件に関するお問い合わせは次にお願います。

生化学工業株式会社

総務部 I R ・ 広報担当

鳥居美香子 田中 優

TEL. 03-5220-8950